

# 生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第2回）

日 時 平成19年9月6日（木）

午前10時

場 所 生駒市役所403・404会議室

## 次 第

### 案 件

- 1 当部会の検討事項について
  - (1) 計画策定段階の原則について
  - (2) 計画策定手続きについて
  - (3) 審議会等への参加・公開について
  - (4) 住民自治定義・原則について
  
- 2 その他

## 生駒市市民自治検討委員会地域コミュニティ部会（第2回）検討資料

### 各市町条例

#### (1) 計画策定段階の原則

#### 【ニセコ町】

(計画の策定等における原則) 【第1項再掲調査部会】

第37条 総合的かつ計画的に町の仕事を行うための基本構想及びこれを具体化するための計画(以下これらを「総合計画」と総称する。)は、この条例の目的及び趣旨にのっとり、策定、実施されるとともに、新たな行政需要にも対応できるよう不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、次に掲げる計画を策定するときは、総合計画との整合性に配慮し、計画相互間の体系化に努めなければならない。

- (1) 法令又は条例に規定する計画
- (2) 国又は他の自治体の仕事と関連する計画

3 町は、前2項の計画に次に掲げる事項を明示するとともに、その計画の実施に当たっては、これらの事項に配慮した進行管理に努めなければならない。

- (1) 計画の目標及びこれを達成するための町の仕事の内容
- (2) 前号の仕事に要すると見込まれる費用及び期間

#### 【多摩市】

(計画策定等への参画)

第24条 市の執行機関は、基本構想、基本計画及び各施策の基本となる計画の策定等を行うにあたり、前条第1項各号に掲げる方法を用いて、市民の参画する機会を保障するものとします。

#### 【伊賀市】

(計画策定における市民参加の原則) 【再掲調査部会】

第15条 市は、市民参加のもと、基本構想及びこれを具体化するための計画(以下「総合計画」という。)を策定しなければならない。

2 市は、総合計画について、評価に基づいた進行管理に努め、市民参加のもと、柔軟に見直さなければならない。

#### 【名張市】

(政策形成及び実施過程への参画)

第28条 市は、市民の政策形成及び実施過程への参画を保障するため、市民生活に大きな影響を及ぼす計画の策定、条例の制定改廃又は施策を実施しようとするときは、市民に情報を提供し、意見を求めなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

#### 【篠山市】

(市政運営の基本)

第4条

4 市長は、市の将来や市民生活に関係する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

**【例示】**

市は、市の将来や市民生活に関する重要なまちづくりの施策の決定、実施及び評価に当たっては、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表するものとする。

**【基本構想案】**

●市は、重要なまちづくり施策の意思決定、実施、評価を行う場合は、広く市民の意見を求めるとともに、市の考え方を公表する旨を規定する。

各市町条例

(2) 計画策定手続き

【ニセコ町】

(計画策定の手続)

第38条 町は、総合計画で定める重要な計画の策定に着手しようとするときは、あらかじめ次の事項を公表し、意見を求めるものとする。

- (1) 計画の概要
- (2) 計画策定の日程
- (3) 予定する町民参加の手法
- (4) その他必要とされる事項

2 町は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 町は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表しなければならない。

【生野町】

(総合計画等の策定) 【再掲調査部会】

第15条 まちづくりを総合的かつ計画的に進めていくための基本構想及びこれを具体化するための計画、並びにまちづくりに関するその他の計画(以下、「総合計画等」という。)は、この条例に沿って策定されるとともに、新たな課題に対応できるように不断の検討が加えられなければならない。

2 町は、前項の総合計画等の策定にあたっては、町民の意見が反映できるように、広く町民の参画を得て策定しなければならない。

【多摩市】

(参画の形態)

第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。

- (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画
- (2) 公聴会等への参画
- (3) 一定の課題について集団で検討作業を行うこと(ワークショップ等)への参画
- (4) 意思決定過程で素案を公表し、市民から出された意見・情報を考慮して決定する制度(パブリックコメント等)への意見表明
- (5) アンケート調査等への意見表明

2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。

【伊賀市】

第16条 市の執行機関は、総合計画をはじめとする重要な計画の策定に際しては、その手続を公表し、意見を求めるよう努めるものとする。

2 市の執行機関は、前項の計画を決定しようとするときは、あらかじめ計画案を公表し、意見を求めるものとする。

3 市の執行機関は、前2項の規定により提出された意見について、採否の結果及びその理由を付して公表するものとする。

	<p><b>【名張市】</b>  (政策形成及び実施過程への参画)  第28条  2 市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p>
<p>生駒市としての考え方  (例示及び基本構想案)</p>	<p><b>【例示】</b>  市民に意見を求めるときは、パブリックコメントやアンケート調査の実施、公聴会の開催など適切な方法を選択するとともに、原則として提示された意見に回答し、公表しなければならない。</p> <p><b>【基本構想案】</b>  ●計画策定段階における市民への意見聴取の方法としてパブリックコメントやアンケート調査、公聴会等の方法によることとともに、提示された意見に対する回答及び公表すべき原則を規定する。</p>

<p>各市町条例 (3) 審議会等への参加・公開</p>	<p><b>【ニセコ町】</b> (審議会等への参加) 第31条 町は、審査会、審議会、調査会その他の附属機関及びこれに類するものの委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。</p> <p><b>【生野町】</b> (審議会等の公開) 第24条 町は、審議会等の会議を、原則として公開する。</p> <p><b>【多摩市】</b> (参画の形態) <b>【第1項第1号再掲地域コミュニティ部会】</b> 第23条 市の執行機関は、前条の規定による参画する機会を保障するため、次の各号に掲げる方法のうち事案に応じて必要なものを用いるものとします。 (1) 審議会、懇談会等への委員としての参画 2 市の執行機関は、参画の方法及び聴取した意見等の取扱いを決定したときは、これを事前に公表しなければなりません。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (審議会等への市民参加) 第17条 市の執行機関は、審議会その他の附属機関の委員には、公募の委員を加えるよう努めなければならない。 2 審議会その他の附属機関の委員の任命に当たっては、その機関の設置の目的に応じて、地域、性別、年齢、国籍などに配慮しなければならない。</p> <p><b>【名張市】</b> (審議会等) 第30条 市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。 2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。</p> <p><b>【篠山市】</b> (会議の公開) 第8条 市長は、市の執行機関に置く附属機関等の会議を公開しなければならない。ただし、法令に定めのあるもの又はその会議が特定の団体や個人の権利又は利益に関するものなど、公開することが適当でないと認められるときは、理由を明らかにし、公開を制限することができる。 (附属機関等への参加) 第20条 市長は、市の執行機関に置く附属機関等の委員構成に、公募の委員を選任するよう努めなければならない。 2 市長は、前項の規定による公募の委員については、市民の中から幅広い人材を選出するものとする。</p>
----------------------------------	---

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

**【例示】**

市は、市が設置する審議会等の委員を選任する場合は、中立性の保持に配慮するとともに、原則としてその一部を市民から公募しなければならない。

2 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない。

**【基本構想案】**

- 市が設置する審議会等の委員の選任に当たっては、中立性の確保及び原則として市民公募委員を設けることを規定する。
- 審議会等の会議及び会議録は、原則として公開しなければならない旨規定する。

<p>各市町条例 (4) 住民自治定義・原則</p>	<p><b>【ニセコ町】</b> (コミュニティ)</p> <p>第14条 わたしたち町民にとって、コミュニティとは、町民一人ひとりが自ら豊かな暮らしをつくることを前提としたさまざまな生活形態を基礎に形成する多様なつながり、組織及び集団をいう。 (コミュニティにおける町民の役割)</p> <p>第15条 わたしたち町民は、まちづくりの重要な担い手となりうるコミュニティの役割を認識し、そのコミュニティを守り、育てるよう努める。 (町とコミュニティのかかわり)</p> <p>第16条 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、その非営利的かつ非宗教的な活動を必要に応じて支援することができる。</p> <p><b>【伊賀市】</b> (住民自治の定義)</p> <p>第21条 住民自治とは、共同体意識の形成が可能な一定の地域において、市民が地域を取り巻く様々な課題に取り組み、市民が主役となったまちづくりを行う活動をいう。</p> <p>2 住民自治活動の主体は、自治会をはじめ、ボランティア・市民活動団体、地域の良い生活環境づくりに貢献する事業者などのほか、まちづくり活動に積極的に参加する個人も含まれるものとする。 (住民自治に関する市民の役割)</p> <p>第22条 私たち市民は、住民自治活動の重要性を認識し、自ら住民自治活動に参加するよう努めなければならない。</p> <p>2 私たち市民は、住民自治活動を行う団体等を支援するよう努めなければならない。 (住民自治に関する市の役割)</p> <p>第23条 市は、市民が自主的かつ主体的に行う住民自治活動を尊重しなければならない。</p> <p>2 市は、非営利、非宗教及び非政治の住民自治活動に対しては、必要に応じてこれを支援する。</p> <p><b>【名張市】</b> (コミュニティ活動)</p> <p>第33条 市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に区、自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。</p> <p>2 市は、区、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。</p>
--------------------------------	--

生駒市としての考え方  
(例示及び基本構想案)

**【例示】**

市民は、地域のなかで安心して暮らし続けることができるよう、自主的に自治会等の基礎的なコミュニティの活動に参加し、交流しながら、相互に助け合うとともに、地域課題の解決に向けて協力して行動するものとする。

2 市は、自治会等の果たす役割を尊重し、その活動を振興するために必要な施策を講じなければならない。

**【基本構想案】**

● 市民は、安全で安心な生活を送るために重要な基礎的なコミュニティの活動に参加、交流しながら相互に助け合い、地域の課題解決に向けて協力して行動するものとする旨を規定する。

● 市は、基礎的なコミュニティの役割を尊重し、活動に必要な支援等の施策を講じなければならない旨を規定する。